

様式1

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和6年5月21日

1. 執行機関の別	1:都道府県知事・市区町村等	▼
	☐ 知事 ☒ 市区町村長等	
2. 都道府県名	秋田県	
3. 市区町村名	能代市	
4. 届出番号		
5. 独自利用事務の事例番号	116-4-1(2)	
6. 独自利用事務の対象者	結婚新生活支援事業補助金の申請者	
7. 番号法第9条第2項の条 例に規定した日	令和6年3月25日	
8. 保護評価の実施の有無	2. 無 ※対象人数が1,000人未満であるため実施は義務付けられない	▼
9. 評価書番号		
10. 保護評価書の名称		
11. 保護評価書のURLリンク		
12. 委任関係		▼

執行機関名 能代市長

知事等(教育委員会)が行う結婚生活支援のための給付金の支給に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	結婚新生活支援事業に係る補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	94	
③番号法別表第2の項	116	

④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		能代市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第1 第3の項 結婚新生活支援事業に係る補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)第1条	能代市結婚新生活支援事業費補助金交付要綱 第1条
⑥事務の趣旨又は目的	この法律は、我が国における(急速な少子化の進行)並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び(子どもを養育している者)に必要な支援を行い、もって(一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現)に寄与することを目的とする。	この告示は、(地域における少子化対策の強化に資すること)を目的として、婚姻に伴う経済的不安を軽減するため、(新婚夫婦)の住宅取得費用等に対し予算の範囲内で交付する、能代市結婚新生活支援事業費補助金(以下「補助金」という。)に関し、能代市補助金等の交付に関する規則(平成18年能代市規則第45号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。
⑦独自利用事務の関連規範		能代市結婚新生活支援事業費補助金交付要綱 能代市地域少子化対策重点推進交付金 実施計画書

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 59 条 の2の2 項 2 号	能代市結婚新生活支援事業費補助金交付要綱第7条第1項
②事務の内容	子ども・子育て支援法第二十二条の届出に係る事実についての審査に関する事務	能代市結婚新生活支援事業費補助金交付要綱第7条第1項の規定による申請内容の審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 59 条 の2の2 項 2 号 ロ	能代市結婚新生活支援事業費補助金交付要綱第3条第1項第4号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	市町村民税に関する情報	市町村民税に関する情報

備考	
----	--